

令和8年度
辻堂地区青少年育成協力会
定期総会 議案書

日 時 5月13日（水） 午前10時～午前11時30分

場 所 辻堂市民センター サンキホームホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 案

第1号議案 令和7年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について

第2号議案 規約の改正（案）について

第3号議案 役員の改選（案）について

第4号議案 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について

4. 委員及び団体の紹介

5. その他

6. 閉 会

令和7年度 辻堂地区青少年育成協力会 事業報告

1. 会議

実施日	事業名等	内 容
4月15日	第1回役員会	1. 青少愛だよりについて 2. 定期総会について 3. 視察研修会について 4. 情報交換会について 5. 講演会について
5月14日	定期総会	第1号議案 令和6年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について 第2号議案 令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について 第3号議案 役員の変更（案）について
5月29日	第2回役員会	1. 視察研修会について 2. 情報交換会について 3. 夜間パトロールについて 4. 市民センターまつりについて
8月7日	第3回役員会	1. 視察研修会の振り返りについて 2. 情報交換会の振り返りについて 3. 夜間パトロールの振り返りについて 4. 市民センターまつりについて
10月8日	第4回役員会	1. 市民センターまつりについて 2. 合同講演会について
12月10日	第5回役員会	1. 市民センターまつりの振り返りについて 2. 合同講演会について 3. 青少愛だよりについて
2月10日	第6回役員会	1. 合同講演会について 2. 青少愛だよりの校正について 3. 令和8年度定期総会について 4. 視察研修会について
3月5日	第7回役員会	1. 講演会の反省について 2. 青少愛だよりの校正について 3. 令和8年度定期総会について 4. 視察研修会について

2. 事業等

実施日	事業名等	内 容
5月 5日	みらい子どもフェスタ in少年の森	役員が参加・協力 会場：藤沢市少年の森
6月17日	視察研修会	赤十字社神奈川県支部 参加者：14人
6月28日	社会を明るくする運動研修会	保護司会主催の街頭キャンペーン及び合同研修会に役員が参加 会場：（キャンペーン）サンパール広場 （合同研修会）藤沢市分庁舎
7月 4日	情報交換会	「夏休みに向けて～子どもが巻き込まれてしまうトラブルについて（辻堂編）～」 会場：辻堂市民センター サンキホームホール 講師：神奈川県藤沢警察署 生活安全課 防犯少年係 巡査部長 根村輝明氏氏 参加者：25人
7月26日	夜間パトロール	辻堂諏訪神社祭礼にあわせて夜間パトロール 参加者：34人
11月 8日 9日	市民センターまつり	ポップコーン・わたがし・焼きいもの模擬店を出店 非行防止の啓発用品の配布
3月1日	合同講演会	「小中学生のゲーム・スマホ依存 健康被害も含めた実態と対策」 高浜地域子ども支援会議・ネットワーク湘南堂夢との共催 講師：久里浜医療センター名誉院長 樋口 進氏 参加者：会場31人 ウェビナー22人
3月31日	「青少愛だより」発行	第37号発行、地区内全戸に配布（約15,000部）
随 時	その他	辻堂市民センター事業、三者連携事業、辻堂地区郷土づくり推進会議事業、 地区内の子どもの家・児童館・辻堂青少年会館事業、学校行事、 藤沢市青少年育成協議会会議に、役員・委員が参加・協力

令和7年度辻堂地区青少年育成協力会決算及び監査報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差額	備考
補助金	180,000	180,000	0	藤沢市
視察研修会参加費	20,000	14,000	△ 6,000	
公民館まつり売上	90,000	220,450	130,450	
雑収入	0	374	374	預金利子
当期収入合計 (A)	290,000	414,824	124,824	
前年度繰越金 (B)	209,086	209,086	0	前年度からの繰越
合計 (C) (A+B)	499,086	623,910	124,824	

II 支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務費	40,000	29,266	10,734	事務用品・郵便代
会議費	15,000	6,091	8,909	缶茶代
活動費	408,000	411,286	△ 3,286	
視察研修会	30,000	41,862	△ 11,862	昼食代
情報交換会	4,000	4,000	0	謝礼
地区パトロール	4,000	3,724	276	お茶・乾電池等
公民館まつり	150,000	149,823	177	消耗品等
講演会	20,000	10,880	9,120	謝礼
「青少愛だより」発行	100,000	105,600	△ 5,600	印刷代
その他の活動	100,000	95,397	4,603	交通費・ベスト作成代
負担金	5,000	5,000	0	藤沢市青少年育成協議会
予備費	31,086	0	31,086	
合計 (D)	499,086	451,643	47,443	

III 差引残高

項目	金額	備考
当期収支差額 (A-D)	△ 36,819	
収支差額 (C-D)	172,267	翌年度繰越金

令和7年度辻堂地区青少年育成協力会の収入及び支出の決算について、上記のとおり報告します。

令和8年4月20日

辻堂地区青少年育成協力会

会計 畑野 麦子

令和7年度辻堂地区青少年育成協力会の収入及び支出の決算について、関係書類を精査したところ適正かつ正確であることを認めます。

令和8年4月20日

辻堂地区青少年育成協力会

監事 赤塚 密蔵

監事 宇野 匡

第2号議案

2026.5.13

辻堂地区青少年育成協力会
規約改正について

はじめに

辻堂地区青少年育成協力会では規約において、青少年指導員や学校長、民生委員・児童委員会長のほか、「辻堂地区内小・中学校PTA代表」や「ガールスカウト神奈川県第29团团委員長」を委員として組織する、また役員の任期については「2年」と定めています。

しかしながら、地区内の小学校においてPTAが解散した実例があること及び、一定期間委員として参画がないこと並びに、より広範の方に役員を経験いただきたいなどの観点から、また「委員」については任期の定めがないこと含めて、現行の規約について所要の改正を行うものです。

1 辻堂地区青少年育成協力会 規約改正案①

(組織及び委員)

第5条 本会に委員を置く。~~この会は、次の団体の代表者等をもって組織し、委員とする。~~

2 委員は、次の団体の代表者等をもって組織する。

(1) 辻堂地区青少年指導員

(2) 辻堂地区内小・中・高等学校長及び児童生徒指導担当教諭

(3) 辻堂地区内小・中学校~~PTA~~保護者代表

→PTA解散の実例を踏まえ改正するもの。

省略

~~(9) ガールスカウト神奈川県第29団団委員長~~

→一定期間委員としての参画がなく当該団体の意思も確認できたため削除するもの。

3 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、選出上の事情等により、会長が認める場合は、その任期を1年とすることができる。

→原則「2年任期」としつつも、学校の実情を踏まえ、柔軟に対応できる規定としたもの。

1 辻堂地区青少年育成協力会 規約改正案②

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長2人
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計1人
- (5) 監事2人

2 役員は、委員の互選により選出する。ただし、会計については、第5条第2項第1号に規定する委員（学校選出の保護者）をもって充てる。

→実態を踏まえた規約としたもの。

1 辻堂地区青少年育成協力会 規約改正案③

(任期)

第9条 役員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。~~補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

2 前項の規定にかかわらず、選出上の事情等により、会長が認める場合は、その任期を1年とすることができる。役員は、再任されることができない。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期が満了した場合においても、新たに役員が選任されるまでは、第十項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

4 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

→原則「2年任期」としつつも、学校の実情を踏まえ、柔軟に対応できる規定としたもの。

2 施行日など

本総会でご承認がいただければ、総会翌日（5月14日）から施行するものです。

引き続き、辻堂地区青少年育成協力会へのご理解、ご協力をお願いいたします。

※ お手元の「規約改正新旧対照表」も適宜ご参照ください。

以 上

新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">辻堂地区青少年育成協力会規約</p> <p>（名称）</p> <p>第1条 この会は、辻堂地区青少年育成協力会という。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 この会は、青少年をとりまく社会環境の浄化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）青少年の健全育成を図るための啓発宣伝に関すること。</p> <p>（2）青少年の環境浄化のための調査活動に関すること。</p> <p>（3）地区に適応した青少年健全育成に関すること。</p> <p>（4）その他必要な事項に関すること。</p> <p>（事務所）</p> <p>第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。</p> <p>（組織及び委員）</p> <p>第5条 本会に委員を置く。</p> <p><u>2 委員は、次の団体の代表者等をもって組織する。</u></p> <p>（1）辻堂地区青少年指導員</p> <p>（2）辻堂地区内小・中・高等学校長及び児童生徒指導担当教諭</p>	<p style="text-align: center;">辻堂地区青少年育成協力会規約</p> <p>（名称）</p> <p>第1条 この会は、辻堂地区青少年育成協力会という。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 この会は、青少年をとりまく社会環境の浄化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）青少年の健全育成を図るための啓発宣伝に関すること。</p> <p>（2）青少年の環境浄化のための調査活動に関すること。</p> <p>（3）地区に適応した青少年健全育成に関すること。</p> <p>（4）その他必要な事項に関すること。</p> <p>（事務所）</p> <p>第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。</p> <p>（組織及び委員）</p> <p>第5条 この会は、次の団体の代表者等をもって組織し、委員とする。</p> <p>（1）辻堂地区青少年指導員</p> <p>（2）辻堂地区内小・中・高等学校長及び児童生徒指導担当教諭</p>

- (3) 辻堂地区内小・中学校保護者代表
- (4) 辻堂地区内民生委員・児童委員会長（西地区・東地区）
- (5) 辻堂地区主任児童委員（西地区・東地区）
- (6) 辻堂地区内保護司
- (7) 辻堂地区防犯協会
- (8) 辻堂地区社会福祉協議会ふれあい部会長

削除

(9) その他、この会の主旨に賛同し、青少年の育成に実績（経験）のある者

3 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、選出上の事情等により、会長が認める場合は、その任期を1年とすることができる。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長2人
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計1人
- (5) 監事2人

2 役員は、委員の互選により選出する。ただし、会計については、第5条第2項第1号に規定する委員（学校選出の保護者）をもって充てる。

(役員の選任)

- (3) 辻堂地区内小・中学校PTA代表
- (4) 辻堂地区内民生委員・児童委員会長（西地区・東地区）
- (5) 辻堂地区主任児童委員（西地区・東地区）
- (6) 辻堂地区内保護司
- (7) 辻堂地区防犯協会
- (8) 辻堂地区社会福祉協議会ふれあい部会長
- (9) ガールスカウト神奈川県第29団団委員長

(10) その他、この会の主旨に賛同し、青少年の育成に実績（経験）のある者

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長2人
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計1人
- (5) 監事2人

(役員の選任)

第7条 役員は、委員の中から総会で選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ副会長のうちから会長が指名する者がその職務を代理する。

3 会計は、会計業務を処理する。

4 監事は、この会の会務の運営及び執行並びに経理を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、選出上の事情等により、会長が認める場合は、その任期を1年とすることができる。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第10条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営について会長の諮問に応じる。

4 顧問は、必要に応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。

第7条 役員は、委員の中から総会で選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ副会長のうちから会長が指名する者がその職務を代理する。

3 会計は、会計業務を処理する。

4 監事は、この会の会務の運営及び執行並びに経理を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、新たに役員が選任されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(顧問)

第10条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営について会長の諮問に応じる。

4 顧問は、必要に応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年度の当初に1回開催し、臨時総会は役員において必要があると認めた場合又は委員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。

3 役員会は、必要に応じ、随時開催する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 前各号に掲げるもののほか、役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 この会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。ただし、委任状を認めるものとする。

3 総会の議長は会長又は会長が指名するものとし、役員会の議長は会長があ

(会議)

第11条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年度の当初に1回開催し、臨時総会は役員において必要があると認めた場合又は委員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。

3 役員会は、必要に応じ、随時開催する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 前各号に掲げるもののほか、役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 この会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。ただし、委任状を認めるものとする。

3 総会の議長は会長又は会長が指名するものとし、役員会の議長は会長があ

たる。

(議事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 この会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 補助金

(2) 寄付金その他の収入

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年の3月31日におわる。

(事務局)

第18条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長には辻堂市民センター長を、職員には辻堂市民センターの地域事務を担当する職員をもって充てる。

(委任)

第19条 この規約に定めるほかこの会の運営に関し、必要な事項は会長がそのつど決定するものとする。

附則 この規約は昭和55年3月5日から施行する。

たる。

(議事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 この会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 補助金

(2) 寄付金その他の収入

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年の3月31日におわる。

(事務局)

第18条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長には辻堂市民センター長を、職員には辻堂市民センターの地域事務を担当する職員をもって充てる。

(委任)

第19条 この規約に定めるほかこの会の運営に関し、必要な事項は会長がそのつど決定するものとする。

附則 この規約は昭和55年3月5日から施行する。

附則 この規約は昭和56年6月11日から施行する。

附則 この規約は平成2年5月25日から施行する。

附則 この規約は平成11年5月26日から施行する。

附則 この規約は平成13年5月24日から施行する。

附則 この規約は平成14年5月29日から一部改正。

附則 この規約は平成20年4月25日から施行する。

附則 この規約は平成27年4月17日から一部改正。

附則 この規約は平成31年4月22日から一部改正。なお、この一部改正については、令和2年4月1日から施行する。

※（役員）第6条並びに（会議の運営）第14条第2項及び第3項を一部改正。

附則 この規約は令和8年5月14日から施行する。

※（組織及び委員）第5条第1項、第2項第3号及び第9号並びに第3項、第4項、（役員）第6条第2項、（任期）第9条第1項、第2項及び第3項並びに第4項を一部改正。

附則 この規約は昭和56年6月11日から施行する。

附則 この規約は平成2年5月25日から施行する。

附則 この規約は平成11年5月26日から施行する。

附則 この規約は平成13年5月24日から施行する。

附則 この規約は平成14年5月29日から一部改正。

附則 この規約は平成20年4月25日から施行する。

附則 この規約は平成27年4月17日から一部改正。

附則 この規約は平成31年4月22日から一部改正。なお、この一部改正については、令和2年4月1日から施行する。

※（役員）第6条並びに（会議の運営）第14条第2項及び第3項を一部改正。

辻堂地区青少年育成協力会規約

(名称)

第1条 この会は、辻堂地区青少年育成協力会という。

(目的)

第2条 この会は、青少年をとりまく社会環境の浄化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図るための啓発宣伝に関すること。
- (2) 青少年の環境浄化のための調査活動に関すること。
- (3) 地区に適応した青少年健全育成に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(事務所)

第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。

(組織及び委員)

第5条 本会に委員を置く。

2 委員は、次の団体の代表者等をもって組織する。

- (1) 辻堂地区青少年指導員
- (2) 辻堂地区内小・中・高等学校長及び児童生徒指導担当教諭
- (3) 辻堂地区内小・中学校保護者代表
- (4) 辻堂地区内民生委員・児童委員会長（西地区・東地区）
- (5) 辻堂地区主任児童委員（西地区・東地区）
- (6) 辻堂地区内保護司
- (7) 辻堂地区防犯協会
- (8) 辻堂地区社会福祉協議会ふれあい部会長
- (9) その他、この会の主旨に賛同し、青少年の育成に実績（経験）のある者

3 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、選出上の事情等により、会長が認める場合は、その任期を1年とすることができる。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長2人
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計1人
- (5) 監事2人

2 役員は、委員の互選により選出する。ただし、会計については、第5条第2項第1号に規定す

る委員（学校選出の保護者）をもって充てる。

（役員を選任）

第7条 役員は、委員の中から総会で選任する。

（役員の仕事）

第8条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ副会長のうちから会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会計は、会計業務を処理する。
- 4 監事は、この会の会務の運営及び執行並びに経理を監査する。

（任期）

第9条 役員の仕事は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、選出上の事情等により、会長が認める場合は、その任期を1年とすることができる。
- 3 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（顧問）

第10条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員のおすすめにより、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この会の運営について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、必要に応じ、会議に出席し、意見を述べるすることができる。

（会議）

第11条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年度の当初に1回開催し、臨時総会は役員において必要があると認めた場合又は委員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。
- 3 役員会は、必要に応じ、随時開催する。

（総会の議決事項）

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 前各号に掲げるもののほか、役員会において必要と認めた事項

（役員会）

第13条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 この会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。ただし、委任状を認めるものとする。
- 3 総会の議長は会長又は会長が指名するものとし、役員会の議長は会長があたる。

(議事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 この会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金その他の収入

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年の3月31日におわる。

(事務局)

第18条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長には辻堂市民センター長を、職員には辻堂市民センターの地域事務を担当する職員をもって充てる。

(委任)

第20条 この規約に定めるほかこの会の運営に関し、必要な事項は会長がそのつど決定するものとする。

附則 この規約は昭和55年3月5日から施行する。

附則 この規約は昭和56年6月11日から施行する。

附則 この規約は平成2年5月25日から施行する。

附則 この規約は平成11年5月26日から施行する。

附則 この規約は平成13年5月24日から施行する。

附則 この規約は平成14年5月29日から一部改正。

附則 この規約は平成20年4月25日から施行する。

附則 この規約は平成27年4月17日から一部改正。

附則 この規約は平成31年4月22日から一部改正。なお、この一部改正については、令和2年4月1日から施行する。

※(役員)第6条並びに(会議の運営)第14条第2項及び第3項を一部改正。

附則 この規約は令和8年5月14日から施行する。

※(組織及び委員)第5条第1項、第2項第3号及び第9号並びに第3項、第4項、(役

員) 第6条第2項、(任期) 第9条第1項、第2項及び第3項並びに第4項を一部改正。

役員の改選（案）

役 職	令和8年度	令和7年度
会 長	吉 田 秀 樹	齋 間 道 雄
副会長	鷹 野 三枝子	鷹 野 三枝子
	高 橋 公 美	吉 田 秀 樹
会 計	新 谷 咲 子	畑 野 麦 子
監 事	赤 塚 商 蔵	赤 塚 商 蔵
	繁 里 勇	宇 野 匡
理 事	成 田 玲 子	松 尾 良 子
	松 尾 良 子	橋 本 みどり
	佐 藤 優 子	佐 藤 優 子
	品 田 雅	橋 本 裕 子
顧 問	齋 間 道 雄	野 澤 章 子
		品 田 雅

〈 備 考 〉 関係団体への協力担当

三者連携	高浜地域子ども支援会議	〔 赤 塚 商 蔵 〕
		〔 鷹 野 三枝子 〕
	ネットワーク湘南堂夢	〔 齋 間 道 雄 〕
地域子どもの家	まつぼっくり	〔 吉 田 秀 樹 〕
児童館	砂山児童館	〔 成 田 玲 子 〕
	辻堂児童館	〔 品 田 雅 〕
辻堂青少年会館		〔 鷹 野 三枝子 〕
明るい選挙推進協議会		〔 鷹 野 三枝子 〕
辻堂地区郷土づくり推進会議		〔 吉 田 秀 樹 〕

令和8年度 辻堂地区青少年育成協力会 事業計画（案）

1. 会議

実施年月	事業名等
5月13日	定期総会
随 時	役員会

2. 事業等

実施年月	事業名等
5月5日	みらい子どもフェスタin少年の森に協力
6月	視察研修会
6～8月	社会を明るくする運動に協力 (街頭キャンペーン・合同研修会)
7月	青少年の非行・被害防止全国強調月間に協力
	情報交換会
7月及び随時	地区パトロール
11月21日・22日(予定)	辻堂市民センターまつりに参加
3月	「青少愛だより」の発行
年1回	合同講演会(高浜地域子ども支援会議・ネットワーク湘南堂夢・辻堂地区青少年育成協力会)
年2・3回	藤沢市青少年育成協議会に出席
随 時	他団体に協力
年 間	辻堂市民センター事業に協力
	三者連携事業に協力
	辻堂地区郷土づくり推進会議事業に協力
	地区内の子どもの家・児童館・辻堂青少年 会館事業、学校行事等に協力

令和8年度 辻堂地区青少年育成協力会 予算（案）

（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

I 収入の部

単位：円

科目	7年度予算	7年度決算	8年度予算	増減	備考
補助金	180,000	180,000	180,000	0	藤沢市
視察研修会参加費	20,000	14,000	20,000	0	
まつり売上	90,000	220,450	90,000	0	
雑収入	0	374	0	0	預金利子
繰越金	209,086	209,086	172,267	△ 36,819	前年度からの繰越
合計	499,086	623,910	462,267	△ 36,819	

II 支出の部

単位：円

科目	7年度予算	7年度決算	8年度予算	増減	備考
事務費	40,000	29,266	40,000	0	事務用品・郵便代
会議費	15,000	6,091	15,000	0	
活動費	408,000	411,286	368,000	△ 40,000	
視察研修会	30,000	41,862	30,000	0	
情報交換会	4,000	4,000	4,000	0	
地区パトロール	4,000	3,724	4,000	0	
市民センターまつり	150,000	149,823	165,000	15,000	
講演会	20,000	10,880	20,000	0	
「青少愛だより」発行	100,000	105,600	110,000	10,000	
その他の活動	100,000	95,397	35,000	△ 65,000	パトロールPOP作成等
負担金	5,000	5,000	5,000	0	藤沢市青少年育成協議会
予備費	31,086	0	34,267	3,181	
合計	499,086	451,643	462,267	△ 36,819	